

（目的）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の4に基づき設置する、八王子市総合教育会議（以下「会議」という。）の円滑な運営に必要な事項を定める。

（招集）

第2条 市長は議事日程を作成し、開催日7日前までに告示しなければならない。ただし緊急を要する場合は、これを省略することができる。

2 教育委員会から招集の請求があったときは、市長は速やかに招集しなければならない。

（会議）

第3条 会議は法第1条の4第2項で規定する構成員の中で、市長、教育長他2名の出席で成立する。ただし、緊急を要する場合は、市長及び教育長のみでも成立するものとする。その場合、会議内容を速やかに他の構成員に周知するものとする。

2 会議は公開とする。ただし、法第1条の4第6項の規定に該当すると認められる事案について、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しないことができる。

3 会議は、総合教育会議専門管理官が進行する。

4 総合教育会議専門管理官に事故があるときは、その職務を総合経営部長が代理する。

（議事録）

第4条 市長は会議の終了後、速やかにその議事録（以下「会議録」という。）を作成し、これを公表するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）開会、閉会に関する事項

（2）出席する構成員の氏名

（3）調整及び協議の概要

（4）その他市長が会議に於て必要と認めた事項

3 会議録には、会議で決めた構成員1名が署名しなければならない。

4 会議録は、期間を定めず、又は期間を定めて公表しないこととした場合を除き公表するものとする。

（説明員）

第5条 会議には、別表に掲げる者を説明員として同席させる。

2 市長は、必要に応じてその他職員又は学識経験者を出席させることができる。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、総合経営部に置く。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月 日から施行する。

別表

総合経営部長、財務部長、子ども家庭部長、学校教育部長、学校教育部指導担当部長、生涯学習スポーツ部長、図書館部長

八王子市総合教育会議の運営方法について

